

# 肢体不自由児の小学校体育授業における現状分析

(インクルーシブ体育の教育的ニーズと合理的配慮について)

○松浦 孝明

(筑波大学附属桐が丘特別支援学校)

インクルーシブ体育、合理的配慮、肢体不自由

## I. 目的

2016年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、合理的配慮の提供が公立学校には法的義務として課せられたが、体育授業は障害によって学習内容の変更や指導の工夫が求められる教科であるためさまざまな配慮が行われてきた。これまでも障害のある児童生徒のインクルーシブな体育授業に関しては、授業参加のための配慮についての調査報告がなされている。しかし、肢体不自由のある児童生徒を対象として当事者の教育的ニーズに着目した報告はみられない。

本研究では、肢体不自由のある児童の小学校における体育授業への参加状況および体育授業に対する教育的ニーズを明らかにすることを目的とした。あわせて、通常の学校におけるインクルーシブ体育の充実に向けた合理的配慮の手がかりを得ることを目的とする。

## II. 方法

A県、肢体不自由特別支援学校中学部および高等部に在籍する生徒のうち、小学校の通常の学級に在籍した経験を有する17名を対象として体育授業に関する質問紙調査を実施した。また、質問紙調査後に生徒に対する聞き取り調査を行った。調査期間は平成28年7月～9月である。得られたデータは項目ごとに単純集計を行った。統計処理は各項目内の比較と筆者の2006年の同様の調査(松浦2006)と比較した。

## III. 結果

### 1) 対象者の属性

疾患別には、脳性疾患が9名(52.9%)、筋原性疾患4名(23.5%)、骨系統疾患2名(11.8%)、その他2名(11.8%)である。小学校在籍時(在籍最終年)の移動方法は、立位(独歩、杖等)が7名(41.2%)、車いす(手動および電動)使用は10名(58.8%)である。

### 2) 小学校在籍時の体育授業の参加状況について

図1は、本調査および2006年の調査で小学校在籍時の体育授業の参加状況について示している(複数回答)。

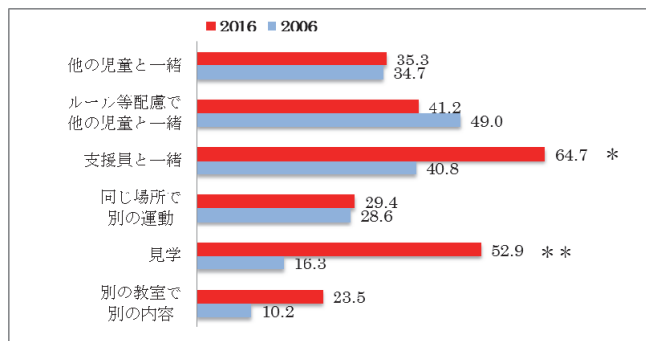


図1 体育授業への参加経験 (複数回答, 単位%) \* $p < 0.05$ , \*\* $p < 0.01$

本調査では、全ての対象者が複数の参加経験を有していた。「支援員と一緒に参加した」経験を有する生徒が12名(70.6%)と最も多いが、他の参加状況との比較では有意な差は認められなかった。本調査と2006年の調査の参加状況の $\chi^2$ 検定による比較では、「支援員と一緒に参加した」( $\chi^2 = 4.48$ ,  $df = 1$ ,  $p < 0.05$ )、と「見学」( $\chi^2 = 8.85$ ,  $df = 1$ ,  $p < 0.01$ )が本調査の対象者が2006年の対象者に比して有意に多かった。

### 3) 体育授業の参加に対する教育的ニーズ

16名(94.1%)が体育授業に参加することを望んでいた。ただし、授業内での学習内容や種目を選んで参加することを希望しているものが10名(58.8%)であった。

### 4) 小学校の体育授業への参加に必要な配慮について

図2は、体育授業に対する配慮事項の必要性について示している。「支援員の配置」については14名(82.4%)が必要と回答した。各配慮事項の必要性の有無について $\chi^2$ 検定の結果、体育授業への参加に必要な配慮として「支援員の配置」が「教材・教具の工夫」に比して有意に多いことが示された。( $\chi^2 = 12.288$ ,  $df = 5$ ,  $p < 0.05$ )。

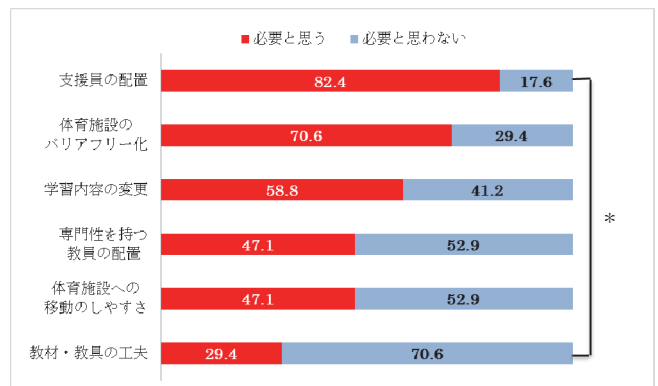


図2 小学校体育授業の配慮事項の必要性 (n=17, 単位%) \* $p < 0.05$

## IV. 考察

参加状況の現状では、従前に比して支援員と一緒に参加した割合が増えている。2007年度から特別支援教育がスタートし、文部科学省が特別支援教育支援員の地方財政措置を進めたことにより支援員の小・中学校への配置は2007年の22,602人に対して2011年は36,512人と約1.6倍に増加している。支援員の配置が進んだことが支援員と一緒に参加した経験の増加の要因と推察される。また、授業に参加できず見学した経験を有するケースも多い。本調査対象者は2006年に比して車いす使用者の割合が多いことも一因と考えられる。

体育に対する教育的ニーズでは、ほとんどの対象者が体育授業への参加を希望しているが、約6割が授業の中で内容を選んだり参加できる運動を選んで参加することを希望している。自分の障害に応じた配慮を希望していることが推察され、授業者は一人一人のニーズに応じた合理的配慮を検討し、体育の学習を保障することが大切となる。ただし、児童生徒本人と保護者が体育授業に希望する配慮事項は、支援員の配置や施設のバリアフリー化といった環境面の希望が多く、体育授業の環境整備を第一に考慮していることが示唆された。反面、教育内容の変更・調整や教材方法の工夫に関する希望の優先順位は高くない。合理的配慮として教育内容の変更や調整についても対応する準備があることを、学校側から児童生徒と保護者に積極的に伝えてゆく必要があると思われる。

### 【文献】

松浦孝明(2006):小・中学校の肢体不自由を有する児童生徒の体育授業.筑波大学附属桐が丘特別支援学校研究紀要,42:79-85.

(MATSUURA Takaaki)